

イスラエル国
商標規則, 1940
2014年 WIPO 作成

目次

- 第1条 略称
- 第2条 定義

手数料

- 第3条 手数料
- 第3A条 指数

廃止

- 第4条 様式

商品の分類及び既に登録された商品の再分類

- 第5条 商品の分類

書類

- 第6条 書類の提出
- 第6A条 書面での書類提出
- 第6B条 提出ウェブサイトでの書類の提出
- 第6C条 書類の受領
- 第6D条 リンク
- 第6E条 ファイル
- 第7条 郵送
- 第8条 完全な住所
- 第9条 書類送達の住所
- 第10条 代理人

登録出願

- 第11条 出願様式
- 第12条 パートナーシップによる出願
- 第13条 廃止
- 第15条 標章の図面を含む出願
- 第16条 廃止
- 第17条 廃止
- 第18条 1又は複数類の区分
- 第19条 納得させる図面
- 第20条 廃止
- 第21条 公用語でない用語の翻訳
- 第21A条 海外で登録された商標登録
- 第21B条 優先権に基づく商標登録出願

出願受領時の手続

- 第22条 調査
- 第22A条 出願の補正

- 第 23 条 受理
- 第 24 条 不受理の理由が明らかになった場合の出願の法手続
- 第 25 条 条件付受理
- 第 26 条 登録官の決定
- 第 27 条 廃止
- 第 27A 条 審査手続期間

廃止

- 第 28 条 団体標章の登録出願添付書類
- 第 29 条 廃止
- 第 30 条 理由通知書の添付
- 第 31 条 釈明
- 第 32 条 公告など

出願の公告

- 第 33 条 出願の公告
- 第 34 条 作成される標章の木型又は電子版

登録への異議申立

- 第 35 条 異議申立
- 第 36 条 異議申立書
- 第 37 条 異議申立に対する答弁
- 第 38 条 異議申立を裏付ける証拠
- 第 39 条 出願を裏付ける証拠
- 第 40 条 異議申立人による応答証拠
- 第 40A 条 廃止
- 第 41 条 追加証拠
- 第 42 条 証拠物件
- 第 43 条 証明書の外国語への翻訳
- 第 44 条 釈明
- 第 44A 条 主張の聴聞への不出頭
- 第 44B 条 主張事実を認めない場合の請求手順
- 第 44C 条 事実認定に照らした請求の手順
- 第 44D 条 主張の要約方法
- 第 45 条 登録官の裁定
- 第 45A 条 当事者への決定の送達
- 第 45B 条 審判請求通知
- 第 46 条 出願人が異議申立に反論しない場合の聴聞の費用

登録の未完了

- 第 47 条 応答書の未提出

登録簿への記載

- 第 48 条 登録簿への記載
- 第 49 条 出願人が標章登録前に死亡した場合の手続
- 第 50 条 登録証

登録の更新

- 第 51 条 登録の更新

- 第 52 条 登録簿から商標を削除する前の通知
- 第 53 条 登録簿からの商標の削除
- 第 54 条 更新の通知と公告

ウェブサイトでの公開

- 第 54A 条 ウェブサイトでの公開
- 第 54B 条 情報の保存
- 第 54C 条 公衆の閲覧に供する情報の提供

移転

- 第 55 条 移転等の登録申請
- 第 56 条 申請書に記載すべき詳細
- 第 57 条 書類の写し
- 第 58 条 出願に添付されるクレーム
- 第 59 条 権利の証明
- 第 60 条 登録簿への記載

廃止

- 第 61 条～第 63 条 廃止

標章の許可登録申請

- 第 63A 条 許可登録申請
- 第 63B 条 許可登録申請の審査
- 第 63C 条 反論に係る聴聞が行う権利
- 第 63D 条 申請受理の公告
- 第 63E 条 登録事項
- 第 63F 条 登録訂正の申請
- 第 63G 条 訂正又は削除の申請手続

住所変更

- 第 64 条 登録簿の名称又は住所の変更

商標法第 27 条に基づく申請

- 第 65 条 商標法第 27 条に基づく申請
- 第 66 条 証拠
- 第 67 条 申請の公告
- 第 68 条～第 69 条 廃止

廃止

- 第 70 条 商標を訂正又は登録簿から削除する申請
- 第 71 条 追加手続
- 第 71A 条 応答がない場合の削除
- 第 72 条 第三者の訴訟参加

決定を下す権限

- 第 73 条 主張の聴聞
- 第 73A 条
- 第 74 条 廃止
- 第 75 条 主張を行う申請手続

第 76 条 登録官の決定通知義務

登録簿の訂正の公告

第 77 条 登録簿の訂正及び追加の公告

調査

第 78 条 調査申請

閲覧時間

第 79 条 閲覧時間

証拠を放棄する権限

第 80 条 証拠の放棄

訂正

第 81 条 書類の訂正

第 82 条 期間延長

第 83 条 非参入日

証書

第 84 条 登録官からの証書

第 85 条 海外登録取得のために使用が求められる証書

廃止

第 86 条～第 87 条 廃止

裁判所命令

第 88 条 裁判所命令

第 89 条 裁判所命令の公告

第 90 条 取消

付則 1 (第 3 項)

付則 2

様式

付則 3

商品の分類

第1条 略称

本規則は 1940 年商標規則と称する。

第2条 定義

本規則において、

「出願ウェブサイト」 電子発明が管理される庁のウェブサイト

「紙面による提出」 持参又は郵便による書類の提出

「庁」 特許法に規定の特許庁

「登録官」 商標法第 5 条に規定の通り

「特許法」 特許法, 5727 - 1967

「認証電子署名」 電子署名法, 5761 - 2001 に規定の通り

「手書きの署名」 紙書類に手書きされた署名

「電子提出様式」 庁に電子出願するために使用され、提出日に提出ウェブサイトに表示される電子様式

「代理人」 特許法に規定される特許代理人又は弁護士

「宣誓供述書」 民事手続規則, 5744 - 1984 に規定の通り

手数料

第3条 手数料

- (a) 商標法に従って納付される手数料は、本規則の付則1に規定の手数料とする。
- (b) 本規則に基づく手数料は、その目的のために割り当てられた郵便貯金銀行又は政府決済サーバを通じて庁の銀行口座に納付するものとする。支払証書は係る事案の通知書とともに、登録官に送達されるものとする。

第3A条 指数

- (a) 付則1に規定されている金額は、毎年1月1日(以下「変更日」という)に基準指数と比較して上昇した新指数の比率に従って変更される。本条項の適用上、
 - 「指数」 中央統計局により公開される消費者物価指数
 - 「新指数」 変更日前の11月に公開される指数
 - 「基準指数」 先の変更日前の11月に公開される指数
- (b) (a)の規定に従って変更された金額は、以下のように四捨五入される。
 - (1) 10イスラエル新シェケル(以下NIS)超の場合は、0.5NISが、1NISの位に切り上げられ、
 - (2) 10NIS未満の場合は、10アグロットの位まで四捨五入する。
- (c) 商標登録官は、本条項の規定に従って改正される付則1を官報に公告するものとする。

廃止

第4条 様式

本規則にいう様式は、本規則の付則2に記載の様式とし、係る様式は適用されるすべての事例に当てはまるものとし、かつ、他の事案に適合させるために登録官によって訂正される。

商品の分類及び既に登録された商品の再分類

第5条 商品の分類

(1) (a) 本規則の発効日前になされた商標登録については、幾つかの指定が変更され、本条規則(2)に従う本規則の付則4に適合しない限り、商品は本規則の付則3に記載の方法で分類される。

(b) 本規則の発効日後になされた商標登録については、及び本規則の発効日前になされたが、本条規則(2)に従って指定が変更されたすべての登録のために、商品は本規則の付則4に記載の方法で分類される。

登録商標権者による登録官が提案する指定への変更申請

(2) 登録商標の指定が本規則の付則3に基づくものである場合は、当該登録商標の登録商標権者は登録官に申請し、幾つかの商品を指定から取り消すか否かに拘わらず、その結果として原登録日がそのままになるように、当該登録商標の商品指定を本規則の付則4に基づくことができるよう変更を求めることができる。登録官はその後商標法第45条に従って、登録官の見解による登録簿が訂正されなければならない方法を記載する提案を書面で登録商標権者に行う。本規則の付則4の同じ分類に含まれ、同じ登録日を有する商品に関する商標の2以上の登録は、本項に従う変更後に統合することができる。

提案の公告と異議申立

(3) 商標法第45条に従ってなされる訂正提案はウェブサイトで公告されるものとし、異議申立書は、当該異議申立書の写し及び提案される変更が商標法第43条又は第44条に反する態様であることを示す通知の写し2部とともに、公告日から1月以内に提出するものとする。登録官は、その副本を直ちに登録商標権者に送付し、当該登録所有者は当該副本の受領から1月以内に当該異議申立に不同意である理由を詳細に示す答弁書を登録官に送付することができる。その場合、当該登録所有者は異議申立を提起した当事者にも当該答弁書の写しを送達するものとする。登録官は次いで論争に残る問題に関して証拠を要求するか、又は証拠調べを行い、事案に決定を下す前に両当事者のどちらか一方が望む場合は、当該事案におけるクレームの機会を両当事者に与えることができる。

指定の変更、その結果の登録

(4) 本条規則(2)に従い指定変更の提案が公告され、異議申立が提出されない場合は、異議に関する決定がなされ、指定を変更する許可が付与されない限り、登録官は公告された提案に従って、変更を実施するために必要とされるようにすべての事項を登録簿に登録するか、又はそれらの事項が登録される審判請求の提出後に訂正がなされる場合は訂正された提案に従って、すべての事項を登録簿に登録するものとする。これに起因する事項の将来的な更新に関する事案を決定するために、商標法第32条に従って、「原登録の消滅日又は最終更新の終了」という表現は変更前の登録に関する日付を指すものとする。

書類

第 6 条 書類の提出

(a) 規則第 6 条 A に基づき規定された書面で、又は規則第 6 条 B から第 6 条 E までに基づく提出ウェブサイトで登録官に送付、編集若しくは送付送達でき、又はそうしてもよい商標登録出願、申請、通知、通告又は他の書類。

(b) (a) の規定に拘わらず、以下に指定する以外の者は提出ウェブサイトを通してのみ商標登録出願を提出するものとする。

(1) 法人

(2) 電子署名法、5761 - 2001 に規定の電子 ID の所有者であって、法に基づき認証された専門職であり、提出行為を行う職業上の資格又は免許を有する者

(c) (b) は登録官に送付、編集又は送達を要する、又はそうしてもよい申請、通知、通告又は他の書類にも適用される。

第 6A 条 書面での書類提出

登録官に送付、編集又は送達され、又はそうしてもよい商標登録出願、申請、通知、通告又は他の書類は以下の通りとする。

(1) 暗色の褪色性のないインクで印刷されたもの。

(2) A4 版の用紙(幅 - 21cm, 高さ - 29.7cm)。

(3) 各紙面の上の余白が少なくとも 5cm, ヘブライ語又はアラビア語で記載された右側の各紙面と英語で記載された左側の各紙面の余白が 3cm から 4cm まで、及び各行の行末の余白が少なくとも 3cm。

(4) 印刷は紙面の片面のみ。

第 6B 条 提出ウェブサイトでの書類の提出

(a) 商標登録出願は、提出ウェブサイトの電子提出様式を用いて、登録官に提出されるものとする。

(b) 登録官に送付、編集又は送達を要する、又はそうしてもよい申請、通知、通告又は他の書類は、提出ウェブサイト提出されるものとする。

(c) (a) 及び(b) に従って提出される書類は、出願人による認証電子署名で署名されるものとする。

第 6C 条 書類の受領

(a) 書類が電子的に登録官に提出される場合は、当該書類は、出願人に送信される提出ウェブサイト示される電子提出様式の表示に従って、提出ウェブサイト受領された日に提出されたものとみなされる。

(b) 電子提出された書類は、技術的承認審査に合格しない限り受理されず、また提出されていないものとみなされる。承認審査に合格しない書類は受領されずに却下される。

(c) 電子提出された書類が、庁のコンピュータ又はコンピュータ資料を損傷又は破壊するコンピュータウイルス又は悪意のあるコードに感染している場合は、当該書類は受領されずに却下される。

(d) 書類提出に際して、提出ウェブサイトに一時的又は永久的な障害が生じた場合は、庁は以下の就業日までに手書き署名の紙面で書類を提出することを許可し、出願人には延長手数料は課せられない。

第 6D 条 リンク

書類内外の情報に対するハイパーリンクが含まれていない場合は、登録官に電子提出された書類にこれを含めるものとする。ただし、出願人は、関連する場合は、目次、書類本体の関連部分又は書類のスクリプト内の書類本体の関連部分に関するリンクを書類に含めることが

できる。

第 6E 条 ファイル

提出ウェブサイトで提出され、文字情報を含む書類は、テキスト PDF フォーマット(ポータブル書類フォーマット)でファイルを作成するソフトウェア又は Word フォーマットでファイルを作成するために使用されるソフトウェアで作成するものとする。非テキスト情報のみを含む書類は非テキスト PDF 又は TIFF フォーマットで提出することができる。

第 7 条 郵送

(1) 庁、登録官又は他の者に、送達、送付又は届けることを必要又は許可される、如何なる申請、通告、通知若しくは他の書類も、郵送することができ、郵送された書類は普通郵便による場合は、これを同封する書簡の送達日に送達されたものとみなされる。

住所が十分であるとみなされる場合

(2) 登録簿に記載されている商標権者の住所宛若しくは書類送達用の住所宛の書簡又は出願、異議申立書の住所若しくは第 9 条に記載の送達目的の住所に従って、商標登録を請求する者若しくは係る登録に異議を申し立てる者宛の書簡は、十分な住所がある書簡であるとみなされる。

第 8 条 完全な住所

(a) 登録官に書類を申請する者は、当該申請人の住所の電話番号及びファックス番号があればこれらを含め、市名、町名、番地及び郵便番号を含む書類送達のための完全な住所を提示するものとする。町名又は番地が存在しない場合は、他の表示手段を提示するものとする。

(b) 登録官に書類を申請する者が、登録証及びその認証謄本以外の書類を登録官から電子メールで受領したい場合は、電子メールアドレスを通知するものとする。電子メールによって送信された書類は、書類送信後の最初の就業日に届いたものとみなされる。

(c) 登録官により送信された書類は、別段の表示がない限りメールした書類が到達する通常日に宛先に届いたものとみなされる。

第 9 条 書類送達の住所

(a) 商標を登録しようとする者若しくは商標法第 50 条に基づき許可を受けようとする者又は係る登録に異議を申し立てる者及び商標の所有権を自己に移転しようとする者は、書類送達のためのイスラエルにおける住所を登録官に通知するものとし、係る住所は、当該者が前記目的のためにイスラエル内のその他の住所を通知しない限り、商標法及び本規則の適用上、当該者の住所であるとみなされる。

(b) 規則第 10 条に基づく代理人許可が効力を有する限り、代理人の住所は商標法の適用上当該者の住所であるとみなされ、当該者又は代理人による別段の通知がない限り、本規則も(a)も適用されないものとする。

第 10 条 代理人

(a) 何人も、商標法に基づき又は本規則に基づいて行うことができる活動を、代理人が行うことを許可することができる。

(b) パートナー又は同じ事務所に雇用されている複数の代理人が共同で活動することを許可されていない限り、2 人以上の代理人が 1 の事案で活動することは許可されない。ただし、本条規則の規定は、許可があれば 2 人以上の代理人が 1 人の依頼人のために出頭し、主張することを妨げない。

(c) (b)に基づき複数の代理人が許可され、後に協働を解消した場合は、活動の許可を与える者又は当該複数の代理人自身がこの件に関するその他の影響を通知しない限り、当該複数の代理人の住所として与えられた住所の代理人がその代理人であると見なされる。

(d) 代理人が活動するために付与された許可の効力は、活動の許可が付与された事案に関す

る明確な命令によって取り消されない限り，継続する。ただし，登録官は，適切であると認める場合は，委任状が交付されてから 10 年後には当該委任状を認めない権原を有する。

登録出願

第 11 条 出願様式

商標登録の出願は、本規則の付則 2 に記載の所定の様式又は対応する電子提出様式で行われるものとし、出願人又はその代理人により署名されなければならない。

第 12 条 パートナーシップによる出願

(1) 商標登録の出願がパートナーシップにより提出される場合は、パートナーシップの 1 人又はそれ以上のパートナーにより、又はパートナーを代表して署名することができる。

会社による出願

(2) 出願が法人によって提出される場合は、係る法人の取締役、秘書又はその他の上級職員が署名することができる。

代理人による署名

(3) 出願は代理人が署名することができる。

第 13 条 廃止

第 14 条 出願受領確認

登録官は出願の受領時又は受領後に出願の受領確認を送付するものとする。

第 15 条 標章の図面を含む出願

商標登録出願は、登録しようとする商標の図面を含まなければならない。標章が立体的形状の標章である場合は、画像が全方向からどのように見えるかが分かるように標章の図面又は写真を出願書類に添付し、当該標章が立体的形状の標章であることの表示を記載するものとする。音商標の登録出願は、庁のシステムで音声を聴くことができるように音声とデジタルファイルとから構成された音符を添付するものとする。

第 16 条 廃止

第 17 条 廃止

第 18 条 1 又は複数類の区分

標章登録出願の出願人は本規則の付則 4 に従って、出願標章の適切な 1 又は複数類を指定することによって登録しようとする商品を特定するものとする。

第 19 条 納得させる図面

標章の画像図面又は音声登録官を納得させない場合は、登録官は出願を処理する前に、納得できる別の図面を登録官のもとに提出するよう請求することができる。

第 20 条 廃止

第 21 条 公用語でない用語の翻訳

商標がヘブライ語又はアラビア語で記載されていない単一又は複数の語を含む場合は、登録官は、当該語の正確な翻訳及びラテン文字での翻字を請求ことができ、登録官が請求すれば当該翻訳及び翻字は出願人又はその代理人により署名され、確認されるものとする。

第 21A 条 海外で登録された商標登録

(a) 商標法第 16 条の規定に従って最初に商標として登録された商標の登録出願人は、出願様式にその旨を通知し、当該国の適切な機関により認可された登録官が利用できる最初の商

標の登録証の写しを、他の言語で記載されている場合は、ヘブライ語、アラビア語又は英語に翻訳した認証翻訳文とともに、作成するものとする。議定書に従って最初に登録された商標の場合は、前記写しの代わりに関連する国際登録の登録簿の登録番号又は基礎登録の認証謄本を登録官に提出することができる。本条規則において、

「議定書」及び「国際登録の登録簿」－商標法第 56 条 A に規定の通り

「基礎登録」－商標法第 56 条 D(7) に規定の通り

(b) この種の出願は本条規則に従って商標受領前に随時提出することができる。

第 21B 条 優先権に基づく商標登録出願

商標法第 54 条又は第 55 条の規定に基づき優先権により商標を登録しようとする者は、出願様式にその旨を記載し、他の言語で記載されている場合は、ヘブライ語、アラビア語又は英語への認証翻訳文とともに、当該国の適切な機関により認可された外国又は加盟国で提出された最先の出願の写しを出願提出から 3 月以内に登録官が利用できるようにするものとする。

出願受領時の手続

第 22 条 調査

(a) 登録官は登録出願を受領すると、同じ商品若しくは同種の商品の商標が当該出願標章で特定されているか、又は誤認されるほど類似しているか否かを明らかにするために商標及び係属中の出願の調査を命じ、商標法の規定に従い、当該出願標章の審査を実施するものとする。

(b) (a)にいう調査及び審査は、庁への出願提出順に従ってすべての登録出願について実施される。

(c) 出願人は、合理的な説明を提示することにより、調査及び審査のための理由を付して出願を提出することができ、かつ当該出願の提出に至った事実を述べる宣誓供述書及び規定手数料の納付領収書の写しを添付することができる。

第 22A 条 出願の補正

(a) 登録官は、以下の理由で補正が必要な場合は、商標登録出願人からの申請により、以下の 1 又はそれ以上の補正を許可することができる。

(1) 誤記又は変更による出願人の名称又は住所の補正。

(2) 出願中の商品及び役務の指定の拡張の目的ではなく明確化又は縮減の目的での補正。

(3) 登録請求されている商標の誤記の補正又は訂正は、訂正又は補正が追加調査及び検査を必要とせず、かつ、権利が拡張しないことを条件とする。

(b) 付則 1 の第 7 項に基づく規定の手数料の納付証明書は補正申請に添付するものとする。

(c) 登録官は、商標法第 23 条に基づき、出願公開時に出願の補正が認可された場合は、補正の事実を公告するものとする。

第 23 条 受理

調査及び検査が実施される際に、出願の聴聞及び当該出願が提示し、又は提示しようとするすべての証拠に基づき、登録官の見解で商標登録に拒絶理由がない場合、登録官は、無条件又は登録官が付加することが適切であると考えられる条件、補正、変更若しくは制限に従うことを条件にしているか否かに拘わらず、当該出願を受理し、出願人に書面で通知するものとする。

第 24 条 不受理の理由が明らかになった場合の出願の法手続

(a) 規則第 22 条に従って調査及び審査を行い、かつ、出願及び出願人が提示し、又は提示しようとするすべての証拠を確認した後、商標の登録の拒絶理由が明らかになる場合は、係る理由の通知が書面で出願人に送達されるものとする。

(b) 出願人が(a)に記載の通知の日から 3 月以内に詳細な意見書を書面で提出しない場合は、登録官は商標法第 22 条に基づきその旨を通知するものとする。出願人が当該期間内に詳細な意見書を提出した場合は、登録官はこれを審査し、無条件に、又は登録官が付加することが適切であると考えられる第 23 条に規定の条件、補正、変更若しくは制限に従うことを条件として当該出願を受理する決定を下したか否かを出願人に通知するものとする。

(c) 廃止

第 25 条 条件付受理

(a) 登録官が条件、補正、変更又は制限に従うことを条件にして出願を受理する用意があり、出願人がこれを不服とする場合は、出願人は係る受理の通知日から 3 月以内に理由を付した意見書を提出することができる。出願人がこの期間内に理由を付した意見書を書面で提出した場合は、登録官はこれらを審査し、無条件に、又は登録官が付加することが適切であると考えられる第 23 条に規定の条件、補正、変更若しくは制限に従うことを条件として当該出願を受理する決定を下したか否かを出願人に通知するものとする。

(b) 出願人は(a)及び(b)の記載に反論がない場合は、出願人はその旨を登録官に書面で通知するものとする。

(c) 出願人が(a)又は(b)に記載の何れかに記載の行為を行わない場合は、登録官は商標法第22条に基づき出願が取り消されたとみなし、その旨を出願人に通知するものとする。

(d) 廃止

第26条 登録官の決定

(a) 出願人が本規則第24条(b)又は規則第25条(a)に従って通知を受領した場合は、3月以内に登録官が商標登録出願の事案に関する聴聞を行うことを請求することができる。登録官は、出願人がそれに先立つ意見陳述書に係る意見を陳述しなかった場合、又は登録官に係る意見の聴聞を行うことで利益が生ずると認めた場合は、請求がなされた日から1月以内に意見の要約を書面で提出することを要求することができる。

(b) 出願人が既定の日付に意見陳述書を提出しなかった場合は、出願人は意見の聴聞の申請を見合わせたものとみなされ、登録官は当該申請に係る決定を下すものとする。

(c) 聴聞後の登録官の理由を付した決定は、出願人に書面で送達される。

(d) 登録官が、出願人に反論がない要求をする場合は、出願人は登録官により書面で通知書を送付される前に係る要求に従うものとする。審判請求の目的のために、出願人への係る通知書の送達日は登録官による決定日であるとみなされる。

第27条 廃止

第27A条 審査手続期間

規則第24条(a)又は第25条(a)に従って登録官の決定に関する出願人への最初の通知書の送達日から2年以内に出願が受領されない場合、出願人がこの期間内に登録官が当該出願について聴聞を行うことを請求しない限り、登録官は当該出願を無効とみなし、その旨の通知書を出願人に送付するものとする。

廃止

第 28 条 団体標章の登録出願添付書類

団体標章の登録出願には団体標章のある構成員の他の構成員に対する監督を示す定款及び他の資料の写しを添付するものとする。

第 29 条 廃止

第 30 条 理由通知書の添付

出願人は、商標の使用許可が付与される根拠となる規則とともに出願の根拠となる理由を商標登録のすべての出願に添付しなければならない。

第 31 条 釈明

本規則第 24 条から第 27A 条までの規定は、商標法第 14 条及び第 15 条に従って提出された出願に準用されるものとする。

第 32 条 公告など

出願の提出が許可される場合は、その出願は通常の出願と同様に公告され、取り扱われるものとし、同様に異議申立に供され、出願が商標法第 17 条に基づいてなされたものとしてすべての手続が講じられるものとする。

出願の公告

第 33 条 出願の公告

- (1) 出願が受領されると、登録官は、登録官が命じる期間と方法で、係る事実の通知をウェブサイトで公告するものとする。
- (2) 廃止

第 34 条 作成される標章の木型又は電気版

- (1) 公告の目的のために、出願人は、自己の費用で商標の木型若しくは電子版又は必要があれば登録官が随時指示する大きさと文字の商標の幾つかの木型若しくは電子版を作成し、又は登録官が要求する商標の他の詳細又は公告手段の作成を求められる。
- (2) 登録官が出願人又は代理人により提供された木型又は電子版に納得しない場合は、登録官は通知の公告の前に新たな木型又は電子版を請求することができる。

登録への異議申立

第 35 条 異議申立

商標登録出願の公告日から 3 月以内に、何人も係る登録に対する書面による異議申立書を庁に提出することができる。

第 36 条 異議申立書

上記申立書は当該登録への異議申立の根拠となる理由を含まなければならない。標章が登録簿に既に登録されている標章に類似しているという理由で異議が提起されている場合は、異議申立人は当該標章の番号及びその公告日を記載しなければならない。登録官が出願人に送達する通知には異議申立書の副本を添付しなければならない。

第 37 条 異議申立に対する答弁

出願人が異議申立に反論する場合は、出願人は上記の異議申立書の写しの受領後 2 月以内に、異議申立に反論する詳細な理由を記載した答弁書を庁に送達しなければならない。同時に、出願人は当該答弁書の写し 2 通を異議申立人に送達しなければならない。出願人は、自己が認める異議申立書に記載の事実をも詳述しなければならない。

第 38 条 異議申立を裏付ける証拠

異議申立人は、答弁書の写しの送達日から 2 月以内に、宣誓供述書の様式で、自身の異議申立を裏付ける、提示を希望するすべての証拠を庁に提出しなければならない。また、係る証拠の写しを出願人に送付しなければならない。

第 39 条 出願を裏付ける証拠

異議申立人が証拠を提出しない場合は、登録官が別段の命令を出さない限り、当該異議申立人は異議申立を放棄したものとみなされ、当該異議申立人が証拠を提出した場合は、出願人は異議申立人の宣誓供述書の写しの送達日から 2 月以内に、宣誓供述書の様式で、提示を希望するすべての証拠を庁に提出しなければならない。また、係る証拠の写しを異議申立人に送付しなければならない。

異議申立人による応答証拠

第 40 条 異議申立人は、出願人の宣誓供述書提出に応答して、当該宣誓供述書の写しの送達から 2 月以内に、宣誓供述書により庁に証拠を提出することができ、当該異議申立人はその写しを出願人に送付しなければならない。この証拠は応答を含む事案にのみ纏めるものとする。

第 40A 条 廃止

第 41 条 追加証拠

如何なる当事者も追加証拠を提示することはできない。ただし、登録官の下では如何なる場合も、登録官は自身が適切だと認めれば、費用について又はその他の事案についてのいずれかに拘わらず、自身が適切であると考え如何なる条件のもとでも出願人又は異議申立人に証拠を提示する許可を随時付与することができる。

第 42 条 証拠物件

証拠物件が異議申立において提出された宣誓供述書に添付される場合は、係る証拠物件の写し又は印刷物がもう一方の当事者に送達されなければならない。

第 43 条 証明書の外国語への翻訳

ヘブライ語又はアラビア語で記載されていない書類が、異議申立に関して提出された通知書又は宣誓供述書に言及がなされる場合は、登録官は係る書類のヘブライ語、アラビア語又は英語への認証翻訳を提出するよう請求することができる。

第 44 条 釈明

証拠の提出がなされた後、登録官は異議申立の釈明のための期日を定めなければならない。両当事者へ少なくとも 10 日前に上記に定められた期日を通知しなければならない。

第 44A 条 主張の聴聞への不出頭

当事者の主張の聴聞設定日について、以下が該当する。

- (1) 当事者が、聴聞に出頭しないことを通知した場合は、登録官は提出された資料に基づいて決定する。
- (2) 一方の当事者が出頭しない場合は、出頭しない当事者が主張を放棄したと登録官がみなさない限り、登録官は他方の当事者に聴聞を行い、放棄したとみなされる場合には出願は却下される。
- (3) 登録官が、通知書が当事者のうちの一方に送達されなかったか、又は当事者が酌量すべき事情で登録官の下に出頭できなかつたと信じる理由を有している場合は、釈明は他日に延期されるものとする。

第 44B 条 主張事実を認めない場合の請求手順

(a) 出願人が異議申立人により主張された事実を認めなかった場合は、請求手順は以下の通りとする。

- (1) 証拠が送達された後、異議申立人は主張を要約し、その後、出願人は、登録官が、留意される酌量すべき事情で別の命令を指示しない限り、主張を要約することができる。
- (2) 聴聞に 3 以上の当事者がいる場合は、登録官が当事者間の要約の手順を設定する。
- (3) 登録官は、自身の主張の要約を提出した当事者に、当事者の要約に最初に応答することを許可することができる。

(b) 登録官は、自己の意思又は当事者の請求で、当事者らが当該手続において他の証人から証言を聴聞する前に登録官に対して証言することを命じることができる。

第 44C 条 事実認定に照らした請求の手順

出願人が、法又は出願人によって主張された追加の事実を照らした何れかによって、異議申立人により主張された事実及び異議申立人が請求通りの救済措置を受けることをいとわないという主張を認める場合は、出願人は手続を開始し、請求の手順は規則第 44 条 B に記載の手順と逆になるものとする。

第 44D 条 主張の要約方法

(a) 当事者による主張の要約は、証拠の送達の終了後できる限り速やかに口頭で行われるものとする。ただし、登録官は、事件全体若しくは自己が設定した特定の質問に拘わらず又は口頭での要約に加える若しくはその代わりに拘わらず、当事者が書面で主張を要約することを命じることができる。

(b) 前記命令は、口頭であるか書面であるかに拘わらず、規則第 44 条 B 及び 44 条 C に前述した主張の要約順序及び登録官の見解で命令による順序に付随する他のすべての事柄を規定するものとする。

(c) 前述命令が下された場合は、最初に要約を行う予定の当事者は、聴聞の摘要の送達日から登録官が定めた期日内に主張の要約を行い、他の当事者は相手方当事者の要約の受領日から登録官が定めた期日内に主張の要約を行うものとする。

(d) 規定の日付に要約書を提出しない当事者は、登録官が別段の指示をしない限り、聴聞の

設定日に出頭しなかった当事者であるとみなされる。

第 45 条 登録官の裁定

(a) 聴聞の後又は事情に応じて聴聞後速やかに登録官は裁定を下すものとする。ただし、登録官は、

(1) 聴聞のあらゆる段階で、聴聞の続行が救済を求める出願の重要な事実又は未決定の質問に関する事実認定に至らないと登録官が信じる場合は、当該登録官は救済を求める出願の 1 に裁定を下すことができる。

(2) 登録官は適切であると認める場合は、論争又は他の行為の核心における質問を決定する中間決定を下すことができる。

(b) 登録官の決定は、聴聞の主題の概要説明、重要な事実に関する登録官の事実認定及び決定に従うことを条件とする質問並びに決定理由を含むものとする。

(c) 登録官の決定は書面でなされ、当該登録官の署名入りとする。

第 45A 条 当事者への決定の送達

決定は、登録官により当事者に送達され、決定日はその送達日であるとみなされる。

第 45B 条 審判請求通知

本章に従う手続で登録官の決定に審判請求が提出された場合、審判請求人は裁判所に審判請求の届出を提出した時点でその旨を登録官に通知するものとする。

第 46 条 出願人が異議申立に反論しない場合の聴聞の費用

出願人が異議申立に反論しない場合、異論申立人の勝訴となる聴聞の費用を裁定するか否かの決定にあたり、登録官は、異議申立人が異議申立を提出する前に出願人に十分な通知を行ったならば当該事態を防止できたか否かの問題を調査しなければならない。

登録の未完了

第 47 条 応答書の未提出

ある者が規則第 24 条，第 25 条若しくは第 27 条に基づく要求又は通知を構成しない登録官の要求に対して，当該要求について決定された期間内に応答しない場合及び係る請求日から 1 月以内に当該決定がなされない場合は，登録官は商標法第 22 条に従い出願人に出願の取消を通知するものとする。

登録簿への記載

第 48 条 登録簿への記載

(a) 出願の公告日から 3 月後、登録官は異議申立及び異議申立に関する決定に従うことを条件として、できる限り速やかに商標を登録簿に記載するものとする。

(b) 登録官は、登録官が必要であるとみなす詳細とともに、登録日、商標が登録される商品及び商標法第 4 条に言及された詳細を記載するものとする。

第 49 条 出願人が標章登録前に死亡した場合の手続

商標登録の出願人が出願日の後及び請求された商標登録簿における登録日前に死亡した場合は、登録官は定められた公告期間の経過後に、また出願人が死亡したことを登録官が承知している場合は、死亡した出願人の代理として事業に属する者の事業の所有権が登録官に納得できるように証明された後、その者の名称、住所及び説明を記載することができる。

第 50 条 登録証

商標の登録後、登録官は出願人に規定の様式の登録証を付与するものとする。

登録の更新

第 51 条 登録の更新

(1) 商標登録期間の満了日の終了前 3 月の期間中に、商標所有者又はその代理で行動する者は、商標登録の更新申請書を提出することができる。

手数料

(2) 申請には既定の更新手数料の納付領収書の写しを添付しなければならない。

申請書の署名

(3) 申請人は申請書に署名し、申請書にその者の住所を記載しなければならず、申請書が商標権者ではない者によって提出される場合は、登録官はその者に 1 月以内に商標権者の署名がある手数料納付確認書を提出することを請求する権原を有し、係る確認書が送付されない場合は、登録官は手数料を返還し、手数料は未受領として取り扱われるものとする。

更新手数料の受領通知

(4) 登録官が上記のように確認書を要求しない場合、登録官は、商標権者に手数料の受領を通知し、手数料が受領され、適切な日に登録が更新されることを通知するものとする。

第 52 条 登録簿から商標を削除する前の通知

(1) 更新の申請が提出されない場合、登録官は、商標権者の登録住所宛に通知を送付するものとする。当該通知は商標登録期間の満了日の終了前の 1 月前以内、2 月前以降に送付されるものとする。

未納通知

(2) 商標登録期間の満了日の終了時に更新手数料が未納である場合、登録官は、この事実を直ちにウェブサイトで公告し、係る通知の公告日から 6 月以内に更新申請書が更新手数料の納付及び規定の延滞金とともに受領された場合は、登録官は商標を登録簿から削除せずに登録を更新することができる。

第 53 条 登録簿からの商標の削除

(1) 通知の公告日から 6 月が経過し、規定の手数料が未納である場合は、登録官は登録期間の満了日付で商標を登録簿から削除することができる。ただし、更新手数料及び効力更新手数料が後納された場合は、登録官は付加することが適切であると考えられる条件に基づいて、自己の見解でそうすることが正当であるならば、当該商標を登録簿に再度記載することができる。ただし、商標法第 33 条に規定のとおり、登録官に登録期間の満了日から 12 月以内に係る請求がなされた場合に限る。

(2) 商標が登録簿から削除される場合、登録官は必ず削除の通知と削除の理由が登録簿に記載されることを確認しなければならない。

第 54 条 更新の通知と公告

登録更新の通知は商標権者に送付され、更新はウェブサイトで公告されるものとする。

ウェブサイトでの公開

第 54A 条 ウェブサイトでの公開

本規則に基づきウェブサイトで情報を公開する義務が規定されている場合、係る情報は庁のウェブサイトで公開され、無料で公衆の閲覧に供するものとする。ウェブサイトでの公開は直ちになされ、係る公開情報の信頼性及びアクセス可能性並びにその回復力を保証し、出力するものとする。

第 54B 条 情報の保存

規則第 54A 条に記載のように、公開された情報は、以下を条件として、指定の自動システムに、法務省の情報システム課の指針に従って、保存されるものとする。

(1) システムが、情報の信頼性を損なうことがある侵入に対する適切な保護手段によって管理されること。

(2) システムが安全、かつ、保護された手段によってバックアップされ、係るバックアップがシステムとは別に保存されていること。

(3) 公開情報には、その保存期間中変化を防ぐ適切な手段が講じられること。その目的のために電子署名法 5761 - 2001 に規定の安全な電子署名がなされた公開情報を含むファイルの公開直前の署名は、変化を防ぐ適切な手段であるとみなされる。

第 54C 条 公衆の閲覧に供する情報の提供

規則第 54A 条に規定のとおり、公開された情報は、庁の図書館において電子様式で公衆の閲覧に供するものとする。

移転

第 55 条 移転等の登録申請

移転又はその他の法律行為により登録商標の権原を取得した者は、係る権利を登録する申請を登録官に提出するものとする。

第 56 条 申請書に記載すべき詳細

前記申請書は、登録官によって請求された、主張される書類があればその完全な詳細とともに、標章の権利を主張する者の名称、住所又はその他の詳細を含まなければならない。また係る書類は閲読のために登録官へ提供されなければならない。

第 57 条 書類の写し

登録官は、如何なる場合も、標章の権利を証明するために提出される書類の認証謄本を閲読のために要求することができる。

第 58 条 出願に添付されるクレーム

(1) 出願人が自己の権利の証明を含む自己に係る書類又は別の書面に基づく権利を主張しない場合、登録官が別段の決定を下さない限り、出願人は、出願と同時に或は出願後に拘わらず出願人の権利を表す特別の通知を提出しなければならない。出願人は係る通知で商標の所有権を求めるクレームの根拠となる事実の完全な詳細を提示しなければならない。

(2) 登録官の要求があった場合、前記通知に宣誓供述書を添付するものとする。

第 59 条 権利の証明

如何なる場合も、登録官は、商標の所有者として登録しようとする者に、所有権の証明又は追加証明の提示を要求することができる。

第 60 条 登録簿への記載

出願人の権利が登録官に明らかになった場合、登録官は、出願人を商標の所有者として登録し、権利取得の根拠になる書類があれば、登録官が適切であると考えた当該書類の詳細を登録簿に記載するものとする。

廃止

第 61 条～第 63 条 廃止

標章の許可登録申請

第 63A 条 許可登録申請

商標法第 51 条に基づく許可登録申請は、商標法第 51 条(a)に記載の事項を示すために必要な書類とともに、かつ、付則 1 に記載の庁登録が必要な各標章についての手数料納付の領収書の写しとともに、標章所有者及び標章所有者の代理の登録申請人によって提出されるものとする。

第 63B 条 許可登録申請の審査

(a) 登録官は、規則第 63 条 A に記載の申請及びその添付書類を審査し、登録官の見解で登録の許可が適切であるか否かを申請人に通知するものとする。

(b) (a)に記載の審査の目的で、登録官はその見解により審査に必要な資料を請求することができ、当事者は係る要求のあった日付から 3 月以内に係る資料を登録官に提供するものとする。

第 63C 条 反論に係る聴聞が行う権利

登録官の見解で登録の許可が不適切な場合は、登録官は当事者に反論を行う機会を与えるものとする。

第 63D 条 申請受理の公告

登録官が登録の許可を受理する場合は、登録官はウェブサイトで当該受理を公告するものとする。

第 63E 条 登録事項

登録簿に許可の付与の事実を記載する際には、登録日及び許可付与日並びに許可が付与された権利と商品の所有者の住所が記載されるものとする。

第 63F 条 登録訂正の申請

許可登録の訂正又は取消申請は、その理由を当該申請に付して提出するものとする。申請人は該当する場合には当該申請の副本を商標権者又は許可証所有者に提供するものとする。

第 63G 条 訂正又は削除の申請手続

異議申立手続に関する本規則の規定は、登録の訂正又は取消に関して開かれる聴聞に準用されるものとする。

住所変更

第 64 条 登録簿の名称又は住所の変更

名称、住所若しくは通知の送達のための住所を変更する商標権者又は商標許可証所有者は、直ちに登録官にその旨を申請して、登録簿に関する通知の送達のために新住所を示さなければならず、既定の手数料納付後に登録官はそれに応じて登録簿を訂正するものとする。

商標法第 27 条に基づく申請

第 65 条 商標法第 27 条に基づく申請

商標法第 36 条に基づいてなされる登録官への申請は、商標権者により、商標権者が破産者である場合はその管財人により若しくは商標権者が清算会社である場合は清算人により又は別の場合は登録官によって商標権者に代わって行動することを許可された者により提出することができる。

第 66 条 証拠

係る申請が提出された場合、登録官は申請の提出される環境に関して宣誓供述書又はその他の方法により適切であるとみなされる如何なる証拠も請求することができる。

第 67 条 申請の公告

商標に関する権利放棄又は覚書の登録申請が提出される場合は、その事案の決定がなされる前に登録官は当該申請をウェブサイトに公告し、当該公告日から 1 月以内に申請人の係る権利放棄又は覚書の登録が不許可になることを要求する理由書を、これを求める何人も提出できるようにするものとする。

第 68 条～第 69 条 廃止

廃止

第 70 条 商標を訂正又は登録簿から削除する申請

登録簿の訂正又は商標を登録簿から削除する申請には、商標についての申請人の利害関係、係る申請の基礎となる事実及び訂正内容を明記し、その写し 2 部を提出するものとする。登録官により、当該申請書の写し 1 部が商標権者に送達されるものとする。

第 71 条 追加手続

当該申請書の提出時及び商標権者への当該申請書の写し 1 部の送達時、第 37 条から第 46 条までの規定は、主張及び主張に関する更なる手続に準用されるものとする。

第 71A 条 応答がない場合の削除

(a) 商標権者が、庁における規則第 70 条に基づく申請の受領日から 2 月以内に当該申請に応答しない場合は、登録官は、申請人にその旨を通知し、申請人は係る通知から 2 月以内に当該事案の証拠を提出するものとする。

(b) 申請人が証拠を提出した場合、登録官は、申請人の主張の聴聞機会を設定し、確信がない限り商標を削除しないものとする。

第 72 条 第三者の訴訟参加

規則第 70 条に基づきなされた申請に係る登録商標の利益を主張する商標権者以外の者は、当該事案の訴訟に参加する許可を登録官に申請することができ、登録官は、登録官が適切であると考え条件で当該事案に関する当事者の聴聞後に、係る許可を拒絶又は承諾することができる。係る申請を処理する前に、登録官は、係る状況下で決定を下す際に生じる登録官の経費の負担を、申請人に請求することができる。

決定を下す権限

第 73 条 主張の聴聞

商標法又は本規則に基づき決定を下す登録官の権限を行使する前に、登録官は、請求があれば、係る権限の行使により損害を受ける者の主張を聴聞しなければならない。

第 73A 条

(a) 登録官又は知的財産審査官が、何らかの理由で聴聞を完了できなかった場合、(b)に基づき当該事案の審理を委任された登録官代行は、係る事案の主張を指定の方法で聴聞する機会が当事者に与えられた後、本規則に従って記録された証言を登録官代行自身が聴聞し又は記録したものとして扱い、登録官代行の前任者が中断した時点から聴聞を進めることができる。

(b) 登録官代行は、聴聞が依然として進行中の事案を前述の(a)に記載の通り決定し、登録官又は知的財産審査官による聴聞を受けるものとする。

第 74 条 廃止

第 75 条 主張を行う申請手続

(1) 係る申請が受領された場合、登録官は、10 日前に事前通知しなければならない、申請人又はその代理人が主張を行う機会を設定するものとする。

第 76 条 登録官の決定通知義務

登録官は、権限の行使によって下される決定を、当該事案に関係する何人にも通知するものとする。

登録簿の訂正の公告

第 77 条 登録簿の訂正及び追加の公告

商標に関して登録簿に記載された詳細の訂正又は追加は、登録官によりウェブサイトに公告されるものとする。

調査

第78条 調査申請

(a) 登録官は、書面で請求された場合、規定手数料の納付後に、下記の調査の実施を命令することができる。

(1) 調査のために申請人によって提出された標章と類似する、登録済みの又は登録が請求されている商標に関する調査

(2) 特定の標章の所有者又は係る標章の登録を求める所有者の登録商標についての調査

(3) 登録官のデータベースにおいて公衆の閲覧に供されるその他の事項の調査

(b) 利害関係人は、商標の登録官のウェブサイトのデータベースで(a)の調査を行うことができる。

閲覧時間

第 79 条 閲覧時間

- (a) 庁はその日が祝日、休日若しくは安息日又は登録官がウェブサイトで通知した日を除く日曜日から木曜日までの、08:30 から 13:30 までの間、開庁するものとする。この目的で、「休日」とは統治及び司法手続法、5708 - 1948 に規定の日をいう。
- (b) 登録簿の閲覧希望者は庁の事務所の就業中は随時閲覧することができる。

証拠を放棄する権限

第 80 条 証拠の放棄

何人かが本規則に基づきある行為を行うこと、書類に署名すること又は自己若しくは法人のために宣言することを要求される場合、又は書類若しくは証拠が登録官に提出されるか、これが登録官若しくは庁に委ねられるべき場合及び何らかの相当の対価により係る者が係る行為を行うことができず、係る書類への署名若しくは係る宣言をすることができず、又は係る書類若しくは証拠が登録官に提出若しくは委ねることができないことが登録官の納得するように立証される場合は、登録官は係る納得のゆく証明の提出後、かつ、登録官が課すことを適切であると考え条件に従って、行為、事柄、書類、宣言又は証拠を放棄することができる。

訂正

第 81 条 書類の訂正

商標の書類，図面又はその他の説明及び登録官が修正するべきであるとの見解を持つ手続上の不備は，登録官が適切であると考えられる場合には，何人の利益も損なわずに登録官が適切であるとみなす条件と方法で訂正することができる。

第 82 条 期間延長

登録官は，適切であるとみなした場合，他の当事者にその旨を通知した後及び通知に記載の段階を踏んだ後，登録官が適切であると考えられる条件で，本規則に基づく行為又は請求の提出のために本規則に規定の期間を延長することができる。

第 83 条 非参入日

商標法又は本規則に基づいて規定された事項の実施最終日が庁の非就業日である場合は，当該非就業日の後の最初の就業日に実施することができる。

証書

第 84 条 登録官からの証書

登録官が、商標法第 28 条に規定されている以外の商標法又は本規則に基づく登録、事案又は事項に関する証書の交付を請求された場合、登録官は、係る請求の申請書の受領後及び規定手数料の納付後に、係る証書を付与することができる。ただし、当該付与された証書のすべてに、これを訴訟手続若しくは海外登録の取得又はその他の目的に使用できるか否かを明記しなければならない。

第 85 条 海外登録取得のために使用が求められる証書

海外登録を取得するために登録証を要する場合、登録官は、係る証書に商標の写しを添付し、商標登録に関して適切であるとみなす詳細を証書に記載するものとし、登録簿に記載の権利放棄への言及に係る証書から省くことができる。

廃止

第 86 条～第 87 条 廃止

裁判所命令

第 88 条 裁判所命令

商標法に基づく事案において裁判所による命令が下された場合、当該命令によって利益を得る者又は 2 以上の当事者がいる場合には、登録官が決定した者が、係る命令の認証謄本を庁に提出しなければならない。その後、登録官は必要があれば登録簿を変更又は訂正することができる。

第 89 条 裁判所命令の公告

登録官は、商標法に基づき公開することが適切であると認める裁判所命令を、ウェブサイト上にて公告することを命じることができる。

第 90 条 取消

1935 年 9 月 30 日付けで商標法に基づき発効され、1935 年 10 月 10 日付けの官報 542 巻に公告された商標規則はここに廃止され、係る廃止はこれらの規則に基づきなされる何事をも、又は本規則の開始日に係属中の出願又はその他の事案を害するものではない。

付則 1 (第 3 項)

貨幣単位は新シェケル

- (a)
 - 1. 商標法第 7 条に基づく 1 の類の商品の商標登録出願の提出時
 - (a) 1 の類の商品 1, 622
 - (b) 同一の出願で提出される追加の類の商品 1, 218
 - 2. 異議申立書の提出時, 商標法第 24 条(a), 第 38 条若しくは第 41 条に基づく登録簿の訂正申請又は商標登録取消申請 816
 - 3. 商標法第 24 条(f), 第 29 条及び第 41 条(b)又は規則第 73 条に基づく聴聞において主張を行う申請書の提出時 761
 - 4. 商標法第 32 条に基づく商標登録更新の申請書の提出時
 - (a) 1 の類の商品 2, 890
 - (b) 同一の出願で提出される追加の類の商品 2, 440
 - 5. 規則第 52 条(2)に基づく 1 月又はその一部の日数の遅延手数料 74
 - 6. 任意の類の商品の規則第 53 条(1)に基づく効力の再分割手数料 1, 121
 - 7. 商標法第 20 条, 第 36 条(a) (3), (4), (5), 第 49 条(a), 第 51 条若しくは第 52 条に基づく所有者変更登録, 所有者の許可又は取消登録の訂正申請書の提出及び他の手数料が規定されていない登録簿の訂正申請書の提出, 商標ごとに 318
 - 8. 調査手数料
 - (a) 規則第 78 条(a)に基づき 647
 - (b) 廃止 48
 - 9. 商標法第 6 条(b)に基づく登録の認証写真謄本 2. 50
 - 10. 1 月又はその一部の日数ごとの規則第 82 条に基づく延長手数料, 商標ごとに 74
 - 11. 規則第 26 条に基づく聴聞で主張を行う申請書の提出 488
 - 12. 任意の類の商品について, 規則第 22 条(c)に基づくサイトの閲覧申請書の提出 761
 - 13. 書類の写真複写, ページ当たり 3. 70
 - 14. 登録ファイルのスキャンコピー 48

付則 2

様式

付則 3

商品の分類